

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.6.0)	取りまとめた資料-2	燃料タンク(SA)の設置に伴い記載を追加しました。 (旧)・軽油の保管方法 : 全てディーゼル発電機燃料油貯油槽 (新)・軽油の保管方法 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.6.0)	p53-5 p53-7	燃料タンク(SA)の設置に伴い記載を追加しました。 (旧) (新) (及び) 燃料タンク(SA)	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r.7.0)	p53-8	設置場所の記載を適正化しました。 (旧) 原子炉建屋 (新) 周辺補機棟	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.6.0)	p53-13	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r.7.0)	p53-14	系統概要図について技術的能力側と整合させ適正化しました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.6.0)	取りまとめた資料-3 取りまとめた資料-4 p53-23	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 53条(SA53H-9 r.2.0)	p53-4-3 p53-4-4 p53-4-5	電磁弁を三方弁として描くよう記載の適正化を図りました。 それに伴い、操作対象機器リストの記載も、一部見直しました。 (なお、補足説明資料本体は、5/25審査会合時点において、適正化反映済です。)	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 53条(SA53H r.7.0)	p53-6-2	単線結線図について、技術的能力側と整合させ適正化しました。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 53条(SA53H-9 r.2.0)	p53-6-3	同上	

以上, 5/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は, 一括提出後の適正化内容を示す。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.6.1)	取りまとめた資料-2	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いた汲み上げ方法が、美浜3号と同様の方法である旨を追記しました。 また、用語の統一のため、泊の系統概要図を引用する場合の記載を以下のとおり適正化しました。 (旧) 系統概略図 (新) 系統概要図	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.6.1)	取りまとめた資料-2	燃料タンク(SA)から各設備への補給の図を追加しました。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r.7.1)	p53-3 p53-4 p53-6~10 p53-12 p53-14 p53-16~21	アニュラス空気浄化設備による水素排出における「主要な設備」として記載するアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、制御用圧縮空気設備の代替機能として使用することから、まとめ資料の後段に「6.10.3 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備」の章を作成して記載するように見直しました。 これは、女川の46条において、主蒸気逃がし安全弁の駆動源確保のために使用する高圧窒素ガスポンベを「6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」の章を作成して記載しているのと同様の整理です。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.6.1)	p53-5 p53-7 p53-9 p53-12~13 p53-15 p53-17 p53-21 p53-23 p53-26~34	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r.7.1)	p53-2	以下の誤記を訂正しました。 (旧) 9.8.1 適合方針 (新) 9.8.1 概要	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.6.1)	p53-1	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r.7.1)	p53-3	他条文と合わせて記載を適正化しました。 (旧) その他, <u>アニュラス空気浄化ファンの電源として使用する非常用交流電源設備</u> を重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。 (新) その他, <u>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備</u> を重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.6.1)	p53-3	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r.7.1)	p53-3	46条における可搬型窒素ガスポンベを使用する場合と整合を図り, 以下の記載を追加しました。 なお, アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの圧力が低下した場合は, 現場でアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの切替え及び取替えが可能な設計とする。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.6.1)	p53-5	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r.7.1)	p53-4	流路として使用する設備名称について適正化しました。 (旧) 圧縮空気設備の配管及び弁 (新) <u>制御用圧縮空気設備の配管及び弁</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.6.1)	p53-5	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r.7.1)	p53-4	他条文と合わせて記載を適正化しました。 (旧) その他、可搬型アナユラス水素濃度計測ユニットの電源として使用する非常用交流電源設備を重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。 (新) その他、設計基準事故等対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r.6.1)	p53-7	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 53条(SA53H r.7.1)	p53-9-17	アナユラス水素濃度を測定する採取点高さがわかる情報が無かったため、p53-9-17ページに採取箇所T.P.を追記しました。 アナユラスの最上部ではありませんが、補足説明資料53-8 添付資料(3)に示すように、アナユラス内では自然対流冷却により水素は対流に従って混合されることが考えられることから、採取箇所としては適切と考えております。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 53条(SA53H-9 r.2.1)	p53-9-18	同上	